

重要事項説明書

重要 お申込みの前に必ずお読みください

ABC少額短期保険株式会社

「重要事項説明書」には、保険契約のお申込みに際して特に注意していただきたい事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みください。なお、支払事由や制限事項の詳細など契約内容に関する取決めは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

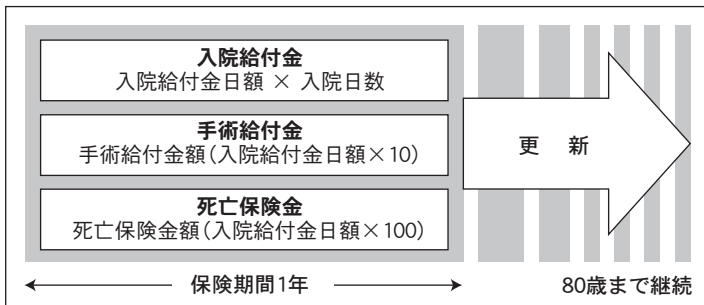
契約概要

「契約概要」には、商品内容等を理解していただくために必要な情報をまとめて記載しています。お申込みの際は、「注意喚起情報」とあわせてお読みください。

商品のしくみ

『ABCおかあさん保険』は、所定の病気やケガによる入院を入院1日目から保障する医療保険です。被保険者が責任開始日以後に発病した病気または受傷したケガの治療を目的として入院したとき入院日数に応じた入院給付金を、入院中に所定の手術を受けたとき手術給付金を、亡くなられたとき死亡保険金をお支払いします。

なお、責任開始日以後に妊娠した場合、妊娠や出産のトラブルにともなう入院はもちろんのこと、自然分娩にともなう入院についても入院日数に応じた入院給付金をお支払いします。



手術給付金	被保険者が保険期間中に次のいずれかの目的で日本国内の病院または診療所に入院し、その入院中にその入院の目的のための手術を受けたとき ①責任開始日以後に発病した疾病の治療 ^{※2} ②責任開始日以後に受傷した傷害の治療	手術給付金額 (入院給付金日額の10倍)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき ^{※3}	死亡保険金額 (入院給付金日額の100倍)

※1 責任開始日前に成立した妊娠にともなう妊娠、分娩および産褥の異常を除きます。

※2 責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係がない疾病の治療に限ります。

※3 責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡した場合、または、責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係がある責任開始日以後に発病した疾病を原因として死亡した場合を除きます。

保障内容

【給付金・保険金をお支払いする場合】

お支払いする給付金・保険金の種類、給付金・保険金をお支払いする場合(支払事由)および給付金・保険金の支払金額は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払金額
入院給付金	被保険者が保険期間中に次のいずれかの目的で日本国内の病院または診療所に入院したとき ①責任開始日以後に発病した疾病 ^{※1} の治療 ^{※2} ②責任開始日以後に受傷した傷害の治療 ③責任開始日以後に成立した妊娠にともなう分娩	(入院給付金日額) × (入院日数)

【給付金のお支払いに関する制限】

給付金のお支払いには、次の制限があります。

- ①1回の入院における入院給付金の支払限度日数は30日です。
- ②被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合であって、それぞれの入院の原因となった疾病または傷害が同一または医学上重要な関係があると当社が判断したときは、それぞれの入院を1回の入院とみなします。
- ③同日中に2種類以上の手術を受けたとしても、1回の手術を受けたものとみなします。
- ④1保険期間における入院給付金および手術給付金の支払限度金額は、それぞれの給付金の支払金額を合計して入院給付金日額の80倍です。

【給付金・保険金をお支払いすることができない場合(支払事由非該当)】
次のいずれかの事由による入院・手術・死亡については、給付金・保険金をお支払いすることができません。

- ①責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因とする場合
(責任開始日前に発生した原因により帝王切開等の手術を受けた場合)
- ②責任開始日前に妊娠していた場合
(責任開始日における妊娠ともなう入院に限ります。責任開始日に妊娠していても、支払事由に該当する手術を受けたら、手術給付金のみをお支払いします。)
※妊娠3週6日を妊娠の成立日とみなします。
(ただし、妊娠3週5日以前に妊娠が判明していたときは、妊娠判定日を妊娠の成立日とします。)
- ③助産院など、医療法に定める病院または診療所以外で出産した場合
- ④責任開始日前から健康診断等で経過観察・再検査・精密検査・治療などの指摘を受けていた傷病を原因とする場合
- ⑤責任開始日前から自覚症状が出現していた傷病を原因とする場合
- ⑥医学的な所見により発病時期(受傷時期)が責任開始日前であることが明らかな傷病を原因とする場合
- ⑦医学的な所見により入院・手術の必要性が認められない場合
- ⑧治療を目的としない入院・手術(例：人間ドック、検査入院、待機入院、美容整形、視力矯正、自然分娩時の会陰切開など)の場合
- ⑨公的健康保険制度(健康保険法、国民健康保険法等)において保険給付の対象とならない入院・手術の場合
(手術給付金のお支払いについては、入院・手術がともに保険給付の対象である必要があります。)

【給付金・保険金をお支払いすることができない場合(免責事由)】
次のいずれかの事由により支払事由に該当したときは、給付金・保険金をお支払いすることができません。

《入院給付金・手術給付金》

- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②保険契約者の故意または重大な過失
- ③被保険者の犯罪行為
- ④被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
- ⑤被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
- ⑥地震、噴火または津波
- ⑦戦争またはその他の変乱

《死亡保険金》

- ①保険契約締結初年度の責任開始日から保険期間を通算して3年以内の自殺
- ②保険契約者の故意
- ③保険金受取人の故意
- ④地震、噴火または津波
- ⑤戦争またはその他の変乱

【給付金・保険金をお支払いすることができない場合

(告知義務違反・重大事由等)】

次のいずれかの事由が発生したときは、給付金・保険金をお支払いすることができません。

- ①告知した内容が事実と異なり、告知義務違反により保険契約が解除された場合
- ②詐取目的で給付金・保険金を請求するなど、重大事由により保険契約が解除された場合
- ③詐欺により保険契約を締結し、保険契約が取消された場合
- ④不法取得目的により保険契約を締結し、保険契約が無効となった場合

付加できる主な特約およびその概要

付加できる特約およびその概要は、次のとおりです。

付加できる特約	概要
保険料クレジットカード支払特約	クレジットカードにより保険料をお支払いいただく際に付加します。 (保障する月の1日にクレジットカード発行会社に保険料を請求します。)
保険料口座振替特約	預金口座から口座振替により保険料をお支払いいただく際に付加します。 (保障する月の27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に指定口座から保険料を振替えます。)
特別条件付保険特約	被保険者の健康状態等が当社の定める標準に該当しない場合であっても、この特約を付加することにより、給付金等の支払条件の一部を変更してお申込みをお引受けすることができます。 この特約を付加して保険契約をお引受けする決定をした場合は、ご契約の成立前に、この特約付加の諾否を保険契約者に確認します。

保険期間

保険期間は、契約日から起算して1年です。なお、契約日は、重要事項説明書【注意喚起情報】中の「責任開始日」と同一日となります。

【保険契約の更新】

保険契約者から保険契約を継続しない旨の申出がなく、保険期間満了日の翌日(以下「更新日」といいます。))における被保険者の満年齢が80歳未満である場合は、保険契約は、更新日に更新します。更新後の保険契約には、更新日において当社が使用する普通保険約款を適用し、更新後の保険料は、更新日における被保険者の満年齢にもとづき、更新日において当社が使用する保険料率によって計算します。

引受条件

保険契約のお引受けにあたっては、次の条件があります。

- ①被保険者について、当社の『Very Berry(無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険)』、『ABCはじめて保険(無配当死亡保障付医療保険)』、『ABCメンバーズ保険(無配当総合医療保険)』、『毎日が発見100歳保険(医療型)(無配当医療保険)』または『ABCおかあさん保険(無配当新死亡保障付医療保険)』にすでにご契約されている場合は、重複してお申込みをお引受けすることができません。また、同時に複数の保険商品のお申込みをお引受けすることもできません。
- ②被保険者が男性の場合は、お申込みをお引受けすることができません。
- ③契約日における被保険者の満年齢が4歳未満または80歳以上の場合は、お申込みをお引受けすることができません。
- ④告知内容によっては、給付金の支払条件を一部制限したり、お申込みのお引受けをお断りする場合があります。
- ⑤被保険者が外国人の場合は、日本国在住年数が3年以上でないとお申込みをお引受けすることができません。
- ⑥過去の申込経緯や契約状況によっては、お申込みのお引受けをお断りすることがあります。

【引受時における保険契約者の本人確認】

お引受けを決定した後、お申込みの際にご登録いただいたご住所宛に保険証券を書留郵便で発送します。当社では、保険証券を保険契約者がお受取りいただいたことをもって、保険契約者の本人確認を行っています。書留郵便で発送される保険証券をお受取りいただけない場合、保険契約者の本人確認ができないため、お申込みを無効とさせていただきます。ご不在票等がポストに投函されていた際は、期日までに必ずお受取りください。

【給付金・保険金の削減支払い】

急激に給付金・保険金のお支払いが増加し、著しく当社の収支が悪化したときは、給付金・保険金を削減してお支払いすることがあります。

保険料

保険料は、契約日または更新日における被保険者の満年齢によって計算します。保険料については、パンフレットまたは当社のインターネット・ホームページ(<http://www.abc-hoken.co.jp>)をご覧ください。

【保険期間中の保険料の増額または給付金・保険金の減額】

保険期間中であっても、著しく急激に当社の収支が悪化した場合は、保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。

保険料のお払込み

保険料の払込期間は1年です。保険料は、次の方法(経路・回数)によりお払込みください。

【保険料の払込方法(経路)】

次のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択してください。

- ①クレジットカードによりお払込みいただく方法
- ②預金口座から口座振替によりお払込みいただく方法

①または②の方法により保険料をお払込みいただくことができない場合は、次のいずれかの方法により保険料をお払込みください。

- ③金融機関等の当社が指定した預金口座に送金することによりお払込みいただく方法
- ④現金を当社に持参することによりお払込みいただく方法

【保険料の払込方法(回数)】

保険料の払込方法(回数)は月払いのみです。

保険料は、保障する月の1日から末日までにお払込みください。

配当金

この保険には、配当金がありません。

解約返戻金

この保険には、解約返戻金がありません。

保険商品に関する問合せ窓口

ABC少額短期保険株式会社 カスタマーセンター

☎ 0120-369-815 受付時間10:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」には、ご契約に際して特にご注意ください情報をまとめて記載しています。お申込みの際は、「契約概要」とあわせてお読みください。

クーリング・オフ(お申込みの撤回等)

お申込みをした後でも、責任開始日の前日までであれば、お申込みを撤回または保険契約を解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)することができます。クーリング・オフを希望する場合は、次の必要事項をハガキまたは封書にご記入いただき、必ず郵便で当社に提出してください。なお、クーリング・オフの効力は、郵便物の発送日(消印日)に発生します。

必要事項	①クーリング・オフを希望する旨 ②記入日 ③保険契約者の署名・押印 ④保険契約者の住所 ⑤お申込みされた保険商品の名称 (『無配当新死亡保障付医療保険』)
送付先	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル ABC少額短期保険株式会社 顧客サービス部 宛

告知義務の内容

お申込みの際して、被保険者には、健康状態等を正しく告知していただく義務(告知義務)があります。告知書(告知画面)でお尋ねする質問に被保険者ご自身が事実をありのまま正確に回答してください。なお、告知した内容によっては、給付金の支払条件を一部制限したり、お申込みのお引受けをお断りする場合があります。

【告知受領権】

カスタマーセンターのオペレーターや少額短期保険募集人には、告知を受ける権利(告知受領権)がありません。口頭でお話しされても、告知したことはありません。必ず、告知書(告知画面)でお尋ねする質問にご記入(ご入力)いただき、ご回答ください。

【給付金・保険金の請求時における確認】

当社の社員または当社が委託した者が給付金・保険金の請求の際に告知内容や請求内容などについて確認する場合があります。

【告知義務違反】

事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をした場合、告知義務違反として保険契約を解除することがあります。告知義務違反により保険契約を解除した場合、たとえ支払事由が発生しても、給付金・保険金をお支払いすることができません。(ただし、給付金・保険金の支払事由と解除の原因となった事実が無関係であることを保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が証明したときを除きます。)

※告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による保険契約の締結として、保険契約を取消します。この場合も給付金・保険金をお支払いすることができません。

責任開始日

お申込みのお引受けを承諾した保険契約について、次のいずれかの日から保障を開始します。(以下「責任開始日」といいます。)

《保険契約申込書類を郵便で提出しお申込みする場合》

保険契約申込書類を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準として、その日が属する月の翌々月1日

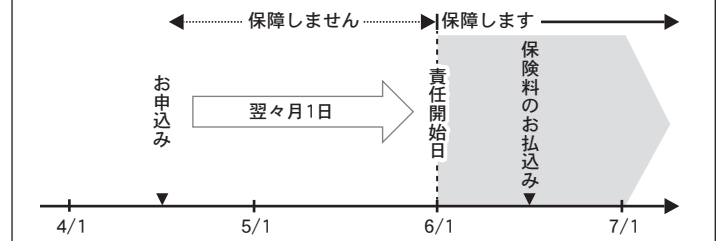
《保険契約申込書類を少額短期保険募集人に提出しお申込みする場合》

保険契約申込書類を少額短期保険募集人が受領した日を基準として、その日が属する月の翌々月1日

《インターネット上に設けられた申込画面を通じてお申込みする場合》

申込画面に入力された申込内容を当社が受信した日を基準として、その日が属する月の翌々月1日

4月中にお申込みされた場合における保障開始のスケジュール



【第1回保険料のお払込み】

第1回保険料は、責任開始日が属する月の1日から末日までにお払込みください。保険料の払込方法については、重要事項説明書(契約概要)中の「保険料のお払込み」をご確認ください。なお、第1回保険料が責任開始日の属する月の翌月末日までにお払込みいただけない場合は、保険契約が無効となります。必ず期日までに所定の方法にてお払込みください。

給付金・保険金をお支払いできない場合

重要事項説明書(契約概要)中の「保障内容」【給付金・保険金をお支払いできない場合(支払事由非該当、免責事由、告知義務違反・重大事由等)】をご確認ください。

【給付金・保険金の削減支払い】

急激に給付金・保険金のお支払いが増加し、著しく当社の収支が悪化したときは、給付金・保険金を削減してお支払いすることがあります。

経営破綻した場合の保険契約のお取扱い

当社は、少額短期保険業者であり、万一経営破綻した場合は、保険契約者保護機構による資金援助等の保護はありません。また、保険契約も保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

保険料の払込猶予期間および保険契約の失効

【保険料の払込期月と払込猶予期間】

保険料は、保障する月の1日から末日までにお払込みください。なお、この期間を保険料の払込期月といいます。払込期月中に保険料をお払込みいただけなかったとしても、払込期月の翌月1日から翌月末日までに保険料をお払込みいただければ、保険契約は有効に継続します。この期間を保険料の払込猶予期間といいます。

【保険契約の失効】

払込猶予期間中に保険料をお払込みいただけなかった場合は、猶予期間満了日の翌日に保険契約は効力を失います(以下「失効」といいます。)。保険契約が失効した後に給付金・保険金の支払事由が発生しても、給付金・保険金をお支払いすることができません。なお、復活のお手続きはお取扱いしておりません。保障を継続させる場合は、新たな保険契約に再度お申込みいただく必要があります。過去の契約経緯や再申込時の健康状態等によっては、給付金の支払条件を一部制限したり、お申込みのお引受けをお断りする場合があります。払込猶予期間中の保険料のお払込みについては、十分にご注意ください。

【保険期間中の保険料の増額または給付金額・保険金額の減額】

保険期間中であっても、著しく急激に当社の収支が悪化したときは、保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。

現在契約中の保険契約の解約等

現在契約中の保険契約を解約したり、減額すると、次の点で不利益となることがあります。

- ①多くの場合、返戻金は、お払込みされた保険料より少ない金額となります。特に契約してから短期間で解約したときの返戻金は、まったくないかあってもごくわずかです。
- ②一定期間契約を継続することを条件に発生する配当金の請求権を失うことがあります。
- ③新たにお申込みされる保険契約について、被保険者の健康状態等によっては、給付金の支払条件を一部制限したり、お申込みのお引受けをお断りすることがあります。また、責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害にともなう入院・手術・死亡、および、責任開始日前に成立した妊娠にともなう入院については、保障の対象となりません。

法令等で注意喚起することとされている事項

【更新時における契約内容の変更】

保険契約を更新する際に、当社の収支が悪化したときは、更新後の保険契約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。

【更新をお引受けしない場合】

保険契約を更新する際に、この保険が不採算となり、保険契約の更新のお引受けが困難であると認められるときは、保険契約の更新をお引受けしないことがあります。

【少額短期保険業者がお引受けする保険商品】

当社をはじめとする少額短期保険業者では、次の範囲で保険契約をお引受けしています。

- ①保険契約が生命保険または傷害疾病保険の場合、保険期間は1年以内です。
- ②保険契約が生命保険の場合、1人の被保険者についてお引受けする死亡保険金額の上限は300万円です。
- ③保険契約が傷害疾病保険の場合、1人の被保険者についてお引受けする保険金額の上限は80万円です。
- ④1人の被保険者についてお引受けするすべての保険の合計保険金額の上限は1,000万円です。
- ⑤保険契約が生命保険の場合、1人(または1社)の保険契約者についてお引受けするすべての被保険者の合計死亡保険金額の上限は3億円です。
- ⑥保険契約が傷害疾病保険の場合、1人(または1社)の保険契約者についてお引受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は8,000万円です。

苦情のお申出先およびご相談窓口

《ABC少額短期保険の窓口》

苦情のお申出やご相談については、ABC少額短期保険株式会社カスタマーセンターまでご連絡ください。

ABC少額短期保険株式会社 カスタマーセンター

☎ 0120-369-815 受付時間10:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

《日本少額短期保険協会の窓口》

保険契約にかかる指定紛争解決機関は、一般社団法人日本少額短期保険協会です。同協会の「少額短期ほけん相談室」では、少額短期保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情を受付けています。なお、苦情を受付けてから1ヶ月を経過した後も未解決の案件については、裁定委員会を開催し、和解の仲介・裁定(和解案の作成)を行っています。

一般社団法人日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

☎ 0120-82-1144 受付時間 9:00~12:00
13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

個人情報のお取扱い

よりよいサービスの提供を目指して、お客様からお預かりする個人情報を細心の注意をもって適切にお取扱いするとともに、安全性・正確性・機密性の確保に努めています。

お客様の個人情報の利用目的

ご契約に関するお客様の個人情報を次の目的のために必要な範囲で取得・利用します。なお、ご契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で業務委託先に提供することがあります。

- ①保険契約のお引受け、継続・維持管理、給付金・保険金等のお支払い
- ②当社、その関連会社・提携会社の各種商品・サービスの案内・提供
- ③当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

機微(センシティブ)情報のお取扱い

保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社は、業務の適正な運営を確保するために、お客様の同意のもとで業務遂行上必要な範囲でお客様の保健医療等の機微(センシティブ)情報を取得します。

開示

業務遂行上必要な範囲でお客様の個人情報を給付金・保険金の受取人や少額短期保険募集人(少額短期保険募集代理店を含みます。)に開示することがあります。

プライバシーポリシー

当社は、個人情報のお取扱いについて、プライバシーポリシーを定め、お客様の個人情報を適正にお取扱いするとともに、安全性・正確性・機密性の確保に努めます。なお、プライバシーポリシーについては、当社のインターネット・ホームページ(<http://www.abc-hoken.co.jp>)をご覧ください。また、個人情報の開示・訂正等に関するご請求や当社の個人情報のお取扱いに関するお問合せは、次の窓口にて承ります。

個人情報に関するお問合せ窓口

ABC少額短期保険株式会社 カスタマーセンター

☎ 0120-369-815 受付時間10:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

支払時情報交換制度

給付金または保険金(以下「保険金等」といいます。)のご請求に際して、お客様の契約内容を照会することがあります。

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、一般社団法人日本少額短期保険協会加盟の各少額短期保険業者および特定の損害保険会社(以下「各少額短期保険業者等」といいます。)とともに、保険金等のお支払いの判断または保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払時情報交換制度」にもとづき、当社を含む各少額短期保険業者等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

保険金等のご請求があった場合や、これらにかかる保険事故が発生したと判断される場合に、「支払時情報交換制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人日本少額短期保険協会を通じて、他の各少額短期保険業者等に照会をなし、他の各少額短期保険業者等から情報の提供を受け、また他の各少額短期保険業者等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は、下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各少額短期保険業者等に提供された情報は、相互照会を行った各少額短期保険業者等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各少額短期保険業者等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各少額短期保険業者等は、「支払時情報交換制度」により知り得た情報を他に公開しません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、ABC少額短期保険株式会社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等の受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

上記各手続きの詳細については、当社カスタマーセンター(☎ 0120-369-815)までお問合せください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した保険契約にかかるものを除きます。

照会項目	回答項目
被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市区群までとします。)	保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等の受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法、照会を受けた日から5年以内に発生した保険事故にかかる保険事故発生日、死亡日、入院日、退院日、対象となる保険事故

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の会社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご覧ください。